



ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区
災害対応マニュアル

ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区

はじめに

この災害対応マニュアルは、集中豪雨による土砂災害・浸水災害を主とした被災を想定して作成しました。大規模な地域が町ごと被害にあうような甚大な災害発生は、従来は100年に一度発生するかどうかといわれていました。しかし地球温暖化の影響で日本列島の気候が亜熱帯化したことに伴い、緊急災害警報が発令されるような豪雨が毎年のように日本のどこかで発生するようになりました。

また、東南海トラフ連動地震など近年に高確率で発生すると予測されている地震による人的被害、建物被災、津波、火災、土砂崩れ、液状化など、さまざまな被災も懸念されます。

災害は忘れたころにやってくるのではなく、自分の暮らす地域でも必ず発生すると意識を持ち、災害に対して怠らないよう常に備える必要があります。

336-C地区では「平成26年8.20広島豪雨土砂災害」を経験しましたが、災害発生時に対応するマニュアル整備は行われていなかったため、「平成30年西日本豪雨災害」への対応も手探りで行われ、初動体制に多くの不備が見られました。それらの経験をもとに、災害発生時の対応をマニュアル化し、後世へ残すものであります。

災害発生時の対応

災害発生時には次のことが必要です。

1. 情報収集（被災場所の特定と状況把握）
2. 連絡方法の確立
3. 支援種類、方法の検討
4. 支援物品の運搬方法、ルート確保
5. 人的支援の在り方
6. 義援金の募集と口座開設
7. LCIF 国際基金の活用
8. その他

これらのことをスムーズに行うため、具体的な事項をルール化し、以下に記載しました。

1. 情報収集

1-1 【各クラブ】

1. クラブ内の被災状況調査
 - ◆ クラブ会員、家族の安否確認→キャビネット事務局へ
 - ◆ クラブ会員企業の被災状況確認→キャビネット事務局へ
2. クラブ所在地域の被災状況調査
 - ◆ 地元自治体の災害担当部署および電話番号・担当者把握
(例) 総務課 社会福祉協議会など
 - ◆ 避難所開設のある場合
 1. 避難所の名称・住所・連絡先・担当者把握
 2. 支援物品の調査・リスト作成し ZC へ報告
 3. 支援物品の調達

1-2【キャビネット事務局】

災害規模把握と支援体制づくり

地区ガバナー、地区キャビネット幹事は災害発生状況の緊急問い合わせを行い、あるいはTV等のニュース情報等を収集し、災害の規模を次のレベル1・2・3に判別し、連絡方法・拠点・キャビネット支援・LCIF 災害援助金申請・復興支援要請等の支援体制を判断する

レベル1 災害発生地域が限定的な比較的小規模災害

レベル2 災害発生地域が複数地域に及ぶ大災害 (例) 広島豪雨土砂災害

レベル3 災害発生地域が広域に及ぶ大災害 (例) 西日本豪雨災害

レベル1

- ◆ 被災者支援窓口は、被災地域ライオンズクラブ内に設置する。クラブ事務局が被災した場合は、クラブ会長自宅や企業などで代替する。
- ◆ 責任者は、クラブ会長もしくはクラブが定めた担当者とする。
- ◆ 所属リジョンのアラート委員はクラブ会長・ZCと連絡を密にし、支援行動を取る。
- ◆ キャビネット役員と協議し、被災地域クラブ連絡窓口を決め、情報の一元化を図る。
- ◆ 支援物品受け入れ場所(集積場所)の確保と必要物品の情報発信を行う。
- ◆ 地元クラブ名義の義援金口座の開設と迅速な告知をする。
※基本的にキャビネットに口座は開設しない。

レベル2以上と判断した場合

- ◆ 被災者支援窓口はキャビネット事務局に設置する。
- ◆ 責任者は、地区ガバナーもしくは地区ガバナーが指名した担当者とする。
- ◆ 非常災害対策本部の設置の有無および、非常災害対策本部会議の招集有無の判断を行う。
- ◆ 被災地域のZCはゾーン内の被害状況を地元クラブから聞き取り調査し、RCに報告する。
- ◆ RCはリジョン内の被災状況をキャビネット幹事、所属Rのアラート委員に報告する。
- ◆ キャビネット役員とRC、ZC、アラート委員会は、情報の一元化を図る。
- ◆ LCIF緊急災害援助金申請有無の判断を早急に行い、必要と判断したときは直ちに1万ドルの申請を行う。
- ◆ キャビネット会計はキャビネット事務局名義の義援金口座を開設し、義援金の募集の迅速な告知を行う。
- ◆ 義援金の使用は豪雨災害義援金委員会(キャビネット5役、アラート委員長他数名による)を設置し承認を受ける。
- ◆ 地区アラート委員会活動開始。委員会で役割分担を決める。

レベル3

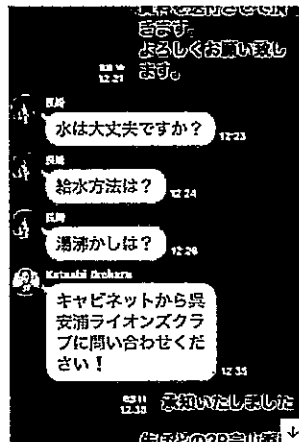
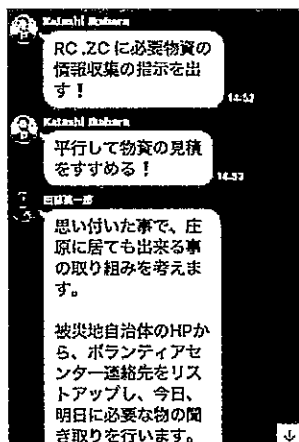
- ◆ 基本的にレベル2以上と判断した場合を踏襲する。
- ◆ 地区ガバナーは336複合地区、日本ライオンズと調整を行い地区に反映する。

2. 連絡方法の確立

2-1【被災クラブ、被災ゾーン】

1. 活動地域、クラブ会員が被災したクラブはクラブ会長または幹事名にて ZC→RC→キャビネット 幹事→地区ガバナーに状況報告ならびに連絡窓口を伝達し必要な物品、応援等があれば合わせて要請する。
2. ZC は所属 R の RC、アラート委員、キャビネット副幹事から構成する 4～5 名程度の災害連絡体制を作る。
3. ZC は連絡を多人数に迅速・正確に共有する必要を認めたときはキャビネット幹事と相談して LINE による連絡網を構築する。

2-2【グループ LINE を使った情報共有】



3. 支援種類、方法の検討

◆ 義援金支援

1. 災害タイプに応じて開設された義援金受付口座の活用
2. 336-C 地区クラブの会員数に応じた義援金集金
3. 地区内・地区外の個人・法人・ライオンズクラブからの義援金受付
4. SNS や HP を活用し、義援金受付口座開設の迅速な告知を行う

◆ 物品提供支援

1. 被災地ニーズに対応しての物品提供支援

◆ 人的支援

1. ボランティア対応は各クラブが主体となって判断する。

4. 支援物品の集積・運搬

災害発生時、被災地で必要とされる支援物品は日々変化していくため、適切・迅速に支援を行うためには、最新の情報を入手し、情報の共有を行う。

4-1 支援物品ニーズの把握

◆336-C 地区ホームページに災害対応ページを追加。

◆必要物品の把握（被災地区 RC より報告）と物品リスト作成及び日々の物品リスト更新。

- 1.必要物品名と数量を UP（情報はできるだけ頻繁に更新）
- 2.数量が十分に確保されている物品提供は断る決断も必要

◆ライオンズクラブのネットワーク活用

- 1.地区内、地区外のクラブに支援要請の連絡

4-2 支援物品集積場所の確保

◆支援物品キャビネット事務局集積場所の設置（クラブ会員企業の倉庫が望ましい）

4-3 支援物品の運搬・搬送

◆支援物品は集積場所で引き渡しが原則

◆輸送手段が無い場合は宅配業者の使用も可

◆キャビネット事務局集積倉庫以外に、被災地に近いクラブ所在地に現地倉庫を確保するのが望ましい

4-4 地区外からの支援物品受け入れ

◆被災地クラブが連絡・受け入れ窓口となる

◆被災地クラブ会員が対応できない場合は、キャビネット役員が対応する

◆物資搬送車両が通過する道路事情の把握および現地案内

5. 人的支援の在り方について

5-1 被災地域のクラブが壊滅状態の際

- ◆ 被災を免れた近隣のクラブやゾーン（リジョン）で災害対策本部を担う
- ◆ 被災したクラブやメンバーに対する援助を優先的に実施し、少しでも早くそのクラブが地元での支援活動を再開できるようにする。（復興速度を速め、地域のライオンズクラブの火を守る）

5-2 被災地に対する直接支援

支援組織づくり（別図）

5-3 被災地で活動するボランティアの支援

- ◆ 地域行政組織のボランティア受け入れ窓口との連携
- ◆ 食事支援
- ◆ 駐車場確保（自家用車で来た人への対応）
- ◆ 集合場所と作業現場間の送迎
- ◆ 宿泊・入浴・洗濯場所の提供（必須ではない）

6. 義援金の募集と口座開設

- ◆ レベル1 災害の場合は、各クラブにて義援金口座開設。
キャビネット会計は口座を開設しない。
- ◆ レベル2・3 災害の場合はキャビネット会計が336-C 地区名義の義援金口座を開設

7. LCIF国際基金の活用

LCIF 災害支援交付金は、それぞれに使用用途の制約や制限があり、単純に交付金額が異なるだけではありません。上手く活用するには336 複合地区 LCIF 委員と協議を行う必要があります。

7-1 緊急援助交付金

自然災害被災者の緊急ニーズへの対応

- ◆ 交付金額は5,000 ドル～1 万ドル
- ◆ 災害発生から30 日以内に地区ガバナーが申請（クラブに申請資格なし）
- ◆ 被災者数100 人以上
- ◆ 交付金は支給後30 日以内に使用しなければならない

- ◆ 申請に際しては、被災者への緊急援助提供にライオンズが積極関与する行動計画を詳述作成のこと（主に被災状況および被災者に対する援助を主体に細かな費用や見積書は不要）

《対象事業の種類》

食料・飲料水・衣類・毛布・救急用品・清掃用品など基本的な必需品の購入と配布など

7-2 地域復興交付金

短期的な片付けや修理活動の支援に対応 ※緊急援助交付金を受けた場合は申請不可

- ◆ 交付金額は最大2万ドル
- ◆ 災害発生から60日以内に地区ガバナーが申請（クラブに申請資格なし）
- ◆ 6カ月に1回の申請ができる
- ◆ 被災者数100人以上
- ◆ 建設事業は対象外
- ◆ 申請に際しては、予算とスケジュールを含む短期ニーズをライオンズが評価し、その評価に基づく行動計画を詳述作成のこと

《対象事業の種類》

瓦礫撤去のための機材の購入、住宅・医療施設・学校・その他公共機関の軽微な修理・改修のための機材の購入など

7-3 特別大災害交付金

LCIF 国際本部が認定した複合地区規模の大災害へ対応するための交付金

- ◆ 交付金額は200万ドル
- ◆ 災害発生から60日以内に複合地区協議会議長が国際本部に申請
- ◆ 交付金は支給後2年以内に使用しなければならない

7-4 指定交付金の場合

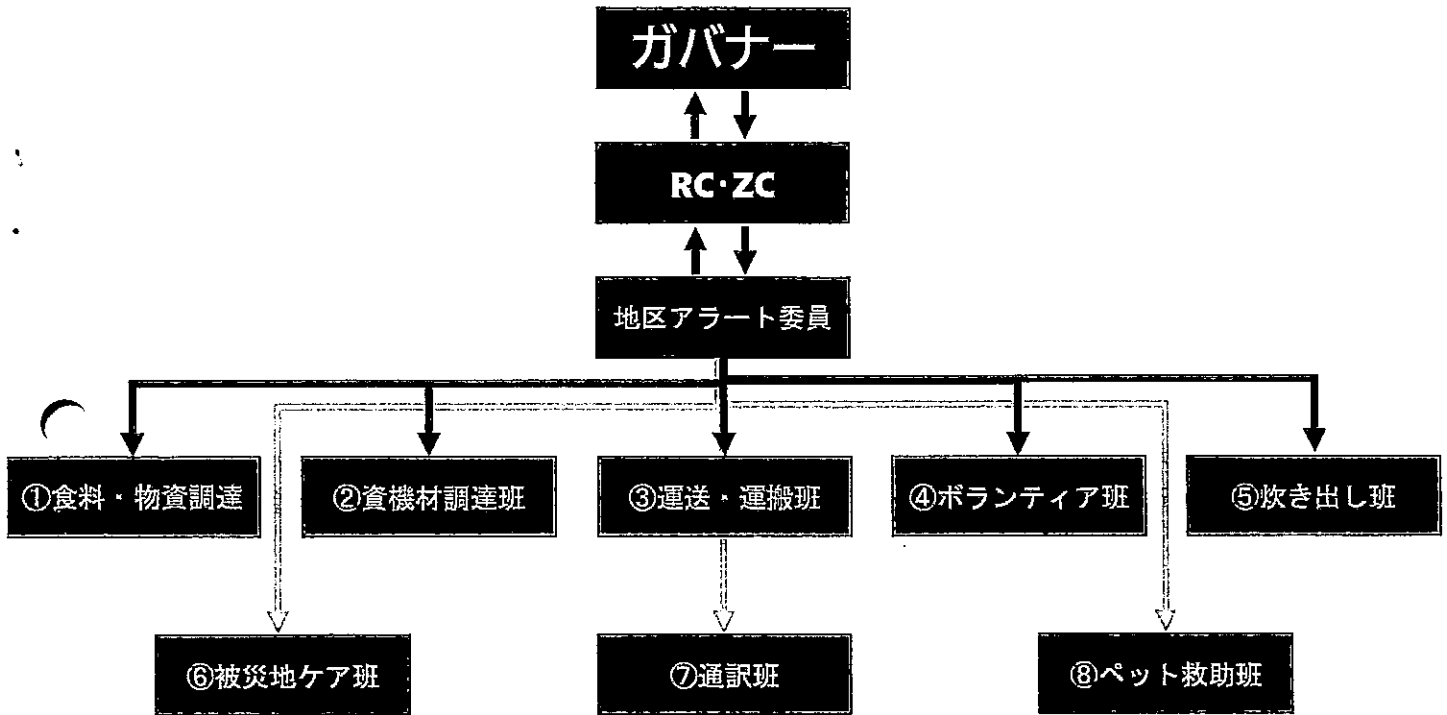
LCIF 献金時の指定対象となり、指定された LCIF 献金は一旦その指定口座にプールされた後、申請承認を経て交付される。

申請期間はおおむね2年間（申請計画の期間が認められればその期間となる）で残金はすべて指定が外れて LCIF 本体に移行される。

※交付金使用における注意事項

- ◆ **LCIF** 西日本への報告に必要な領収書は、申請日以降の日付が入ったものでなければ事業支出として認められない。
- ◆ 支援物品には必ずライオンズマークを貼付して写真で記録しておくこと
できるだけ引き渡した人物や場所がわかる写真とし、日付は入れないこと

(別 図)



①食料・物資調達班（水・食品・衣服・日用品等の調達と配送等）

②資機材調達班（ブルーシート・軍手・スコップ・土嚢・熊手・発電機等）

③運送・運搬班（軽自動車・トラック・小型バス等の運搬等）

④ボランティア班（ボランティアの配置・被災地での実働部隊）

⑤炊き出し班（被災者・ボランティアへ現地での食事の手配等）

⑥被災地ケア班（心と体のケア・・・癒やしのマッサージ等）

⑦通訳班（日本語が分からない外国人への対応等）

⑧ペット救助班（被災地に於いての放置されたペットの保護等）

8.その他

8-1 【地区緊急積立金】

地区内外、国内外の災害に対応するため、336-C 地区に積み立てられた1千万円の基金。

- ◆ 地区緊急積立金は地区ガバナーの判断により自由に使えるが、事後に地区緊急積立金委員会に報告しなければならない。
- ◆ 地区緊急積立金を使用した場合は、当該年度末に補填したうえ1千万円にして次年度に引き継がねばならない。

8-2 【他地区との連携】

1. 他地区からの支援

- ◆ 地区外にはアラート支援の経験が豊富なクラブがあり、日本各地で発生した災害に対し、災害種類に応じて支援物資搬送・援助などを行っているが、アラート活動に不慣れな地区では初動体制構築や、支援物資確保が迅速に行えない不安がある。また災害発生地区では、食料・飲料水・生活必需品が店頭からなくなり、新たな入荷も物流体制不備のため長期間の欠品発生が生じやすい。災害発生時においては、支援品ニーズを迅速に把握し、他地区ライオンズクラブに支援要請を行うに336-C ホームページ活用も有効であるが、直接支援要請が行えるよう、各地域の災害支援ネットワークと連絡(削除)連携を図ることも重要である。

西日本水害対応で現地支援いただいた他地区ライオンズクラブ (一部)

330-A 地区 東京レスキューライオンズクラブ

埼玉レスキューライオンズクラブ

330-B 地区 青年・アカデミー・アラート委員会

334-D 地区 高岡アラートライオンズクラブ



2. 他地区への支援

- 他地区で発生した災害に対し、支援物品調達支援を待っている被災者の存在を意識する。
- 他地区より寄せられた支援希望物品情報を地区ホームページで発信する。
- 336-C 地区内で備蓄している物品を被災地支援に振り替えする。
- 広島県を通過して支援物資輸送を行う他地区ライオンズメンバーに対し、運転交代要員手配も大きな被災地支援となる。

2019.04.18 地区大会参加・平和・アラート委員長作成

2019.04.20 長崎前地区ガバナー加筆

2019.04.21 同委員長加筆

2019.05.13 同委員長校正

2020.03.16 前アラート委員長校正

